

看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第72号

看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則

(看護職員修学資金貸付規則の一部改正)

第1条 看護職員修学資金貸付規則(昭和37年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、削除条項等並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、追加条項等並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削り、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県看護職員修学資金等貸付規則</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護職員養成施設 次に掲げる学校又は養成所をいう。</p> <p>ア 法第19条第1号に規定する<u>文部科学大臣の指定した学校又は同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所</u></p> <p>イ 法第20条第1号に規定する<u>文部科学大臣の指定した学校又は同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所</u></p> <p>ウ 法第21条第1号に規定する<u>文部科学大臣の指定した学校又は同条第2号に規定する厚生労働</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>看護職員修学資金貸付規則</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護職員養成施設 次に掲げる学校又は養成所をいう。</p> <p>ア 法第19条第1号に規定する<u>文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号に規定する厚生労働大臣が指定した保健師養成所</u></p> <p>イ 法第20条第1号に規定する<u>文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号に規定する厚生労働大臣が指定した助産師養成所</u></p> <p>ウ 法第21条第1号に規定する<u>文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号に規定する厚生労働</u></p>

大臣の指定した看護師養成所

工 法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所

(3) 大学院の修士課程 看護に関する専門知識を修得させることを目的とした学校教育法(昭和22年法律第26号)第62条に規定する大学院(同法第65条第2項に規定する専門職大学院を除く。以下同じ。)の修士課程(これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。)をいう。

(4) 修学資金 看護職員養成施設に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を習得しようとする者に対して貸し付ける資金をいう。

(5) 奨学金 国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)において看護学を専攻する者(地域枠推薦入学により入学した者に限る。)に対して貸し付ける資金をいう。

(6) 看護師免許 法第5条に規定する厚生労働大臣の免許をいう。

(7) 貸付金 貸付けを受けた修学資金又は奨学金をいう。

(修学資金等借受者の資格)

第3条 この規則に定めるところにより、修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えた者とする。

(1) 看護職員養成施設に在学している者(次項に該当する者を除く。)又は看護師の免許を取得後、大学院の修士課程に在学している者であること。

(2)及び(3) 略

2 この規則に定めるところにより、奨学金の貸付けを受けることができる者は、鳥取大学の看護学を履修する課程(第13条第2項第1号において「看護学履修課程」という。)に地域枠推薦入学により入学し、同課程に在学している者とする。

(修学資金の額等)

第4条 修学資金の月額、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区分	月額
----	----

大臣が指定した看護師養成所

工 法第22条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号に規定する都道府県知事が指定した准看護師養成所

(3) 大学院の修士課程 看護に関する専門知識を修得させることを目的とした学校教育法(昭和22年法律第26号)第62条に規定する大学院の修士課程(これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。)をいう。

(修学資金借受者の資格)

第3条 この規則に定めるところにより、修学上必要な資金(以下「修学資金」という。)の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えた者とする。

(1) 看護職員養成施設に在学している者又は看護師の免許を取得後、大学院の修士課程に在学している者であること。

(2)及び(3) 略

(修学資金の額等)

第4条 修学資金の月額、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区分	月額
----	----

1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者(前条第2項に該当する者を除く。)	ア及びイ 略 ウ 国又は地方公共団体が設置する大学(看護職員養成施設であるものに限る。工において同じ。)に在学する者 工 略	48,000円
2 及び 3 略		

2 略

3 修学資金は、毎月1月分ずつ貸し付ける。ただし、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された医療政策課の長。以下同じ。)が必要と認めるときは2月分以上をまとめて貸し付けることができる。

4 略

(奨学金の額等)

第5条 奨学金の額は、月額60,000円とする。

2 奨学金の貸付期間は、鳥取大学に入学した日の属する月から同大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、貸付金の総額は、48月分を限度とする。

3 奨学金は、毎年度、前期及び後期の2回、それぞれ6月分をまとめて貸し付ける。ただし、知事が必要と認めるときは、6月分以下に分けて、又は6月分以上をまとめて貸し付けることができる。

4 奨学金の貸付けについては、無利子とする。

(連帯保証人)

第6条 修学資金又は奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人をたてなければならない。

2 連帯保証人は、修学資金又は奨学金を受けようとする者が未成年者である場合には、親権者又は後見人でなければならない。

(貸付申請)

第7条 略

1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者	ア及びイ 略 ウ 国又は地方公共団体が設置する大学(看護職員養成施設であるものに限る。工において同じ。) 工 略	48,000円
2 及び 3 略		

2 略

3 修学資金は、毎月1月分ずつ貸し付ける。ただし、知事が必要と認めるときは2月分以上をまとめて貸し付けることができる。

4 略

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人をたてなければならない。

2 連帯保証人は、修学資金を受けようとする者が未成年者である場合には、親権者又は後見人でなければならない。

(貸付申請)

第6条 略

2 奨学金の貸付けを受けようとする者は、奨学金貸付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、鳥取大学の長を経て知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 第3条第2項に定める資格を証する書面
- (3) その他知事が必要と認める書類

（貸付けの決定及び通知）

第8条 知事は、前条第1項の修学資金貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、修学資金を貸し付けるべきものと認めるときは、貸付けの決定を行い、申請者及び施設等の長に対し、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前条第2項の奨学金貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金を貸し付けるべきものと認めるときは、貸付けの決定を行い、申請者及び鳥取大学の長に対し、その旨を通知するものとする。

（貸付けの打ち切り及び休止）

第9条 知事は、前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「修学生」という。）又は同条第2項の規定による通知を受けた者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から、修学資金又は奨学金の貸付けを打ち切るものとする。
この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた修学資金又は奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

- (1)～(4) 略
- (5) その他修学資金又は奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められたとき。

2 知事は、修学生又は奨学生が30日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の修学資金又は奨学金の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けた修学資金又は奨学金があるときは、当該修学資金又は奨学金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けたものと

（貸付けの決定及び通知）

第7条 知事は、前条の修学資金貸付申請書の提出があった場合においてその内容を審査し、修学資金を貸し付けるべきものと認めるときは、貸付けの決定を行い、申請者及び施設等の長に対し、その旨を通知するものとする。

第8条 削除

（貸付けの打ち切り及び休止）

第9条 知事は、第7条の規定による通知を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号の一に該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分としてすでに貸し付けた修学資金があるときは、直ちに返還させるものとする。

- (1)～(4) 略
- (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められたとき。

2 修学生が30日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の修学資金の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

みなす。

3 知事は、第1項前段の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項前段の規定により貸付けを休止したときは、当該打ち切り又は休止が修学資金に係るものである場合にあっては修学生及び施設等の長に、奨学金に係るものである場合にあっては奨学生及び鳥取大学の長に対し、その旨を通知するものとする。

(修学資金借用証書の提出等)

第10条 修学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学生（修学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、該当することとなった日の翌日から2週間以内に修学資金借用証書（様式第5号）及び修学資金返還明細書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 第4条第2項に規定する修学資金の貸付期間が終了したとき。
- (2) 前条第1項前段の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたとき。

2 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生（奨学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、直ちに奨学金借用証書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 第5条第2項に規定する奨学金の貸付期間が終了したとき。
- (2) 前条第1項前段の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。

(貸付金の返還)

第11条 看護職員養成施設の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生（第13条第1項第3号において「看護職員養成施設の修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（同条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内）に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。

- (1) 第9条第1項前段の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたとき 同項各号のいずれかに該当することとなった日
- (2) 修学資金の貸付けを打ち切られることなく看護職員養成施設を卒業した場合
ア 卒業した日から1年以内に看護職員の免許を

3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、修学生及び施設等の長に対し、その旨を通知するものとする。

(修学資金借用証書及び修学資金返還明細書)

第10条 修学生が、次の各号の一に該当するときは、修学生（修学生が死亡したときは連帯保証人）は該当することとなった日の翌日から2週間以内に修学資金借用証書（様式第5号）及び修学資金返還明細書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 第4条第2項の規定による修学資金の支給の期間が終了したとき。
- (2) 第9条第1項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたとき。

(貸付金の返還)

第11条 看護職員養成施設の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生（以下「看護職員養成施設の修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（第13条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内）に、月賦均等払の方法により、貸付けを受けた修学資金（以下「貸付金」という。）を返還しなければならない。

- (1) 第9条第1項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたとき。 同項各号の一に該当することとなった日
- (2) 修学資金の貸付けを打ち切られることなく看護職員養成施設を卒業した場合
ア 卒業した日から1年以内に看護職員の免許を

取得したとき 当該免許の日

イ 卒業した日から1年以内に看護職員の免許を
取得しなかったとき 卒業した日から1年を経
過した日

2 大学院の修士課程の在学中に修学資金の貸付けを
受けた修学生（第13条第1項第4号において「大学
院の修士課程の修学生」という。）は、次の各号の
いずれかに該当するときは、当該各号に定める日の
属する月の翌月から10年以内（同条の規定により猶
予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間
を加算した期間内）に、月賦均等払の方法により、
貸付金を返還しなければならない。

(1) 第9条第1項前段の規定により修学資金の貸
付けを打ち切られたとき 同項各号のいずれかに
該当することとなった日

(2) 修学資金の貸付けを打ち切られることなく大
学院の修士課程を修了したとき 修了した日から
1年を経過した日

3 奨学生は、次の表の左欄に掲げる事由に該当する
ときは、それぞれ同表の右欄に定める方法により貸
付金を返還しなければならない。

事由	方法
(1) 第9条第1項前段の規 定により奨学金の貸付けを 打ち切られたとき。	左欄各号に掲げる事 由に該当することと なった日から1月以 内に一括返還（同欄 第3号に掲げる事由 に該当する場合にお いて、貸付金の返還 に係る債務の一部が 免除されたときは、 当該免除された日の 翌月から奨学金の貸 付期間に相当する期 間内に月賦均等払）
(2) 鳥取大学を卒業した日 から2年（災害、疾病その 他やむを得ない理由により 知事が必要と認めたとき は、知事がその都度定める 期間。次号において同 じ。）以内に看護師免許を 取得しなかったとき。	
(3) 鳥取大学を卒業した日 から2年以内に看護師免許 を取得したとき。	

4 前3項の規定は、返還期日前に貸付金を返還する
ことを妨げない。

（返還の債務の履行猶予）

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当
するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予
することができる。

(1) 第9条第1項前段の規定により修学資金の貸
付けを打ち切られた後も、引き続き看護職員養成

取得したとき。 当該免許の日

イ 卒業した日から1年以内に看護職員の免許を
取得しなかったとき。 卒業した日から1年を
経過した日

2 大学院の修士課程の在学中に修学資金の貸付けを
受けた修学生（以下「大学院の修士課程の修学生」
という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、
当該各号に定める日の属する月の翌月から10年
以内（第13条の規定により猶予された期間がある場
合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内）
に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなけ
ればならない。

(1) 第9条第1項の規定により修学資金の貸付け
を打ち切られたとき。 同項各号のいずれかに該
当することとなった日

(2) 修学資金の貸付けを打ち切られることなく大
学院の修士課程を修了したとき。 修了した日か
ら1年を経過した日

3 前2項の規定は、返還期日前に貸付金を返還する
ことを妨げない。

（返還の債務の履行猶予）

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当
するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予する
ことができる。

(1) 第9条第1項の規定により修学資金の貸付け
を打ち切られた後も、引き続き看護職員養成施設

施設又は大学院の修士課程に在学しているとき。

- (2) 他の看護職員養成施設に入学し、又は大学院の修士課程若しくは博士課程（これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。以下同じ。）に進学し、当該看護職員養成施設又は大学院の修士課程若しくは博士課程に在学しているとき。
- (3) 看護職員養成施設の修学生が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（オに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）に従事しているとき（キに掲げる施設の業務に従事している場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）において3年以上看護職員の業務に従事したときに限る。）。

又は大学院の修士課程に在学しているとき。

- (2) 他の看護職員養成施設に入学し、又は大学院の博士課程（学校教育法第62条に規定する大学院の博士課程又はこれと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程をいう。）に進学し、当該看護職員養成施設又は大学院の博士課程に在学しているとき。
- (3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務（ア(オ)に掲げる施設にあっては助産師の業務、ア(カ)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。）に従事しているとき（ア(ク)に掲げる施設の業務に従事している場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。）。

ア 県内の施設

(ア) 病院（(エ)に掲げるものを除く。）

(イ) 診療所

(ウ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設（以下「重症心身障害児施設」という。）

(エ) 児童福祉法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

(オ) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センター（以下「母子健康センター」という。）

(カ) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村

(キ) 介護老人保健施設

(ク) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に係るものに限る。）又は同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第4項に規定する介護予防訪問看護に係るものに限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）

イ 県外の施設

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第

1号に規定する施設（以下「のぞみの園」という。）

ア 病院（工に掲げるものを除く。）

イ 診療所

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設（工に掲げるものを除く。以下「重症心身障害児施設」という。）

エ 児童福祉法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

オ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村

カ 介護老人保健施設

キ 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に係るものに限る。）又は同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第4項に規定する介護予防訪問看護に係るものに限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）

(4) 大学院の修士課程の修学生が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（工に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。）に従事しているとき（カに掲げる施設の業務に従事している場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。）。

ア 病院

イ 診療所

ウ 重症心身障害児施設

エ 保健所及び市町村

オ 介護老人保健施設

(4) 大学院の修士課程の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務（ア(工)に掲げる施設にあっては助産師の業務、ア(オ)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。）に従事しているとき（ア(キ)に掲げる施設の業務に従事している場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。）。

ア 県内の施設

(ア) 病院

(イ) 診療所

(ウ) 重症心身障害児施設

(エ) 母子健康センター

(オ) 保健所及び市町村

(カ) 介護老人保健施設

(キ) 訪問看護事業所

イ 県外の施設

のぞみの園

カ 訪問看護事業所

(5)及び(6) 略

2 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

(1) 第9条第1項前段の規定により奨学金の貸付けを打ち切られた後も、引き続き看護学履修課程に在学しているとき。

(2) 鳥取大学の大学院の修士課程に進学し、同課程に在学しているとき。

(3) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに、県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員（病院又は診療所において定める看護職員（看護師又は助産師に限る。以下この項において同じ。）の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する看護職員をいう。第16条第1項において同じ。）又は常勤の看護教員（看護職員養成施設に常勤職員として採用された者で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをいう。第16条第1項において同じ。）の業務に従事しているとき。

ア 病院

イ 診療所

ウ 重症心身障害児施設

エ 看護職員養成施設

(4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、貸付金の返還が困難となったとき。

(5) その他特に理由があると知事が認めるとき。

(返還の債務の免除及び履行猶予の申請並びに決定通知)

第14条 条例の規定による貸付金の返還に係る債務の免除又は前条の規定による貸付金の返還に係る債務の履行猶予を受けようとする者は、直ちに修学資金・奨学金返還免除申請書（様式第8号）又は修学資金・奨学金返還猶予申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付金の返還に係る債務の免除又は履行の猶予を決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(延滞金)

第15条 略

(5)及び(6) 略

(返還の債務の免除及び履行猶予の申請並びに決定通知)

第14条 条例の規定による返還の債務の免除又は前条の規定による返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、直ちに修学資金返還免除申請書（様式第7号）又は修学資金返還猶予申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合において、その内容を審査し、返還の債務の免除又は履行の猶予を決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(延滞金)

第15条 略

2 奨学生は、正当な理由がなくて、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(届出)

第16条 修学生及び奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届(様式第10号)
- (2) 修学資金の貸付けを辞退したとき 修学資金辞退届(様式第11号)
- (3) 休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学・停学届(様式第12号)
- (4) 復学したとき 復学届(様式第13号)
- (5) 転学、転学部、転学科又は退学したとき 転学等・退学届(様式第14号)
- (6) 看護職員養成施設を卒業し、又は大学院の修士課程を修了したとき 卒業(修了)届(様式第15号)
- (7) 第13条第1項第3号若しくは第4号又は同条第2項第3号に掲げる施設において看護職員、常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事したとき 就業届(様式第16号)
- (8) 就業場所を移転したとき 就業場所移転届(様式第17号)
- (9) 看護職員、常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務を廃止したとき 業務廃止届(様式第18号)
- (10) 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき 連帯保証人氏名(住所)変更届(様式第19号)
- (11) 看護職員の免許を取得したとき 免許取得届(様式第20号)

2 連帯保証人は、修学生又は奨学生が死亡したときは死亡届(様式第21号)を知事に提出しなければならない。

3 修学生及び奨学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第22号)を知事に提

第16条 削除

(届出)

第17条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。 氏名(住所)変更届(様式第9号)
- (2) 修学資金の貸付けを辞退したとき。 修学資金辞退届(様式第10号)
- (3) 休学し又は停学の処分を受けたとき。 休学又は停学届(様式第11号)
- (4) 復学したとき。 復学届(様式第12号)
- (5) 転学又は退学したとき。 転学又は退学届(様式第13号)
- (6) 看護職員養成施設を卒業し、又は大学院の修士課程を修了したとき。 卒業(修了)届(様式第14号)
- (7) 第13条第3号又は第4号に掲げる施設において看護職員の業務に従事したとき。 就業届(様式第15号)
- (8) 就業場所を移転したとき。 就業場所移転届(様式第16号)
- (9) 看護業務を廃止したとき。 業務廃止届(様式第17号)
- (10) 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。 連帯保証人氏名(様式第18号)
- (11) 看護職員の免許を取得したとき。 免許取得届(様式第18号の2)

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは死亡届(様式第19号)を知事に提出しなければならない。

3 修学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第20号)を知事に提出しなければ

出しなければならない。

(委任)

第17条 略

様式第1号(第7条関係) 略

様式第2号(第7条関係)

誓約書

年 月 日
鳥取県知事 様
住所
氏名 ⑩
年 月 日生

修学生・奨学生として採用された上は、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則を堅く守り、学業に励むとともに、卒業後は、鳥取県の地域医療に貢献することを誓います。

様式第3号(第7条関係) 略

様式第4号(第7条関係)

奨学金貸付申請書

年 月 日
鳥取県知事 様
申請者 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

奨学金の貸付けを受けたいので、連帯保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

貸付希望期間	年 月分から 年 月分まで
--------	---------------

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 郵便番号

ならない。

(補則)

第18条 略

様式第1号(第6条関係) 略

様式第2号(第6条関係)

誓約書

年 月 日
鳥取県知事 様
住所
氏名 ⑩
年 月 日生

修学生として採用されたうえは、看護職員修学資金貸付規則を堅く守り、学業に励むことを誓います。

様式第3号(第6条関係) 略

様式第4号 削除

住 所
氏 名 ④
年 月 日生
本人との関係

様式第 5 号 (第10条関係)

略

修学資金借用証書

一 借用金額

金 円也

私は鳥取県修学生として上記の額の修学資金の貸付けを受けました。ついては、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の規定及び返還明細書に従い滞りなく返還します。

修学生 郵便番号

住 所

氏 名 ④

電話番号

私は が鳥取県修学生として修学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名 ④

電話番号

年 月 日

鳥取県知事 様

様式第 7 号 (第10条関係)

収入印紙

奨学金借用証書

一 借用金額

金 円也

私は鳥取県奨学生として上記の額の奨学資金の貸付けを受けました。ついては、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の規定に従い滞りなく返還します。

申請者 郵便番号

住 所

氏 名 ④

電話番号

様式第 5 号 (第10条関係)

略

修学資金借用証書

一 借用金額

金 円也

私は鳥取県修学生として上記の額の修学資金の貸付けを受けました。ついては、看護職員修学資金貸付規則の規定及び返還明細書に従い滞りなく返還します。

修学生 郵便番号

住 所

氏 名 ④

電話番号

私は が鳥取県修学生として修学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名 ④

電話番号

年 月 日

鳥取県知事 様

私は が鳥取県奨学生として奨学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日
鳥取県知事 様

様式第 8 号 (第14条関係)

修学資金・奨学金返還免除申請書

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生・奨学生 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号
連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

次のとおり、修学資金・奨学金の返還を免除くださるようお願いいたします。

1 ~ 6 略

様式第 9 号 (第14条関係)

修学資金・奨学金返還猶予申請書

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生・奨学生 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号
連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

次のとおり、修学資金・奨学金の返還を猶予くださるようお願いいたします。

様式第 7 号 (第14条関係)

修学資金返還免除申請書

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号
連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

次のとおり、修学資金の返還を免除下さるようお願いいたします。

1 ~ 6 略

様式第 8 号 (第14条関係)

修学資金返還猶予申請書

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号
連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

次のとおり、修学資金の返還を猶予下さるようお願いいたします。

さるようお願いします。

1～7 略

様式第10号（第16条関係）

氏名（住所）変更届

年 月 日
鳥取県知事 様
決定番号 第 号
修学生・奨学生 氏名
（連帯保証人）

次のとおり住所（氏名）を変更いたしましたので、お届けします。

略

様式第11号（第16条関係） 略

様式第12号（第16条関係）

休学・停学届

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生・奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり休学・停学しました。

1～5 略

注 略

様式第13号（第16条関係）

復学届

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生・奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

願います。

1～7 略

様式第9号（第17条関係）

氏名（住所）変更届

年 月 日
鳥取県知事 様
決定番号 第 号
修学生 氏名
（連帯保証人）

次のとおり住所（氏名）を変更いたしましたので、お届けします。

略

様式第10号（第17条関係） 略

様式第11号（第17条関係）

休学及び停学届

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり休学・停学しました。

1～5 略

注 略

様式第12号（第17条関係）

復学届

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり復学しました。

1～5 略

注 略

様式第14号（第16条関係）

転学等・退学届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

⑨

電話番号

下記のとおり転学・転学部・転科・退学しました。

なお、修学資金又は奨学金は、年 月分から年 月分まで貸付けを受けております。

1 略

2 転学・転学部・転科・退学時の養成施設（大学院（研究科））名

3 転学・転学部・転科・退学時の学年 第 学年

4 転学・転学部・転科・退学期日 年 月 日

5 略

6 転学部・転科先の名称

7 略

8 略

注 略

様式第15号（第16条関係）

卒業（修了）届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり卒業（修了）しましたので、お届けします。

1～3 略

次のとおり復学しました。

1～5 略

注 略

様式第13号（第17条関係）

転学及び退学届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生 郵便番号

住 所

氏 名

⑨

電話番号

下記のとおり転学
退学しました。

なお、修学資金は、年 月分から年 月分まで貸付けを受けております。

1 略

2 転学
退学時の養成施設（大学院（研究科））名

3 転学
退学時の学年 第 学年

4 転学
退学期日 年 月 日

5 略

6 略

7 略

注 略

様式第14号（第17条関係）

卒業（修了）届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり卒業（修了）しましたので、お届けします。

1～3 略

上記のとおり相違ありません。

施設等の長

㊞

様式第16号（第16条関係）

就業届

鳥取県知事 様

年 月 日から看護職員として就業
したので、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則第16
条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

電話番号

略

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

就業施設名

雇用主氏名

㊞

様式第17号（第16条関係）

就業場所移転届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり、就業場所を移転しましたので、お
届けします。

1～4 略

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

新就業施設名

雇入主氏名

㊞

様式第18号（第16条関係）

業務廃止届

上記のとおり相違ありません。

施設等の長

㊞

様式第15号（第17条関係）

就業届

職 氏名 様

年 月 日から看護職員として就業
したので、看護職員修学資金貸付規則第17条第1項
の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

電話番号

略

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

就業施設名

雇用主氏名

㊞

様式第16号（第17条関係）

就業場所移転届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり、就業場所を移転しましたので、お
届けします。

1～4 略

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

新就業施設名

雇入主氏名

㊞

様式第17号（第17条関係）

業務廃止届

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生・奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで看護職員としての業
務を廃止したので、お届けします。

1 及び 2 略

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

就業施設名

雇入主氏名

印

様式第19号（第16条関係）

連帯保証人氏名（住所）変更届

年 月 日
鳥取県知事 様

決定番号 第 号

修学生・奨学生 氏名

下記のとおり連帯保証人が、住所（氏名）を変更
しましたので、お届けします。

略

様式第20号（第16条関係）

免許取得届

鳥取県知事 様

看護職員の免許を取得したので、鳥取県看護職員
修学資金等貸付規則第16条第1項の規定により、下
記のとおり届出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

電話番号

略

添付書類 略

様式第21号（第16条関係）

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで看護職員としての業
務を廃止したので、お届けします。

1 及び 2 略

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

就業施設名

雇入主氏名

印

様式第18号（第17条関係）

連帯保証人氏名（住所）変更届

年 月 日
鳥取県知事 様

決定番号 第 号

修学生 氏名

下記のとおり連帯保証人が、住所（氏名）を変更
しましたので、お届けします。

略

様式第18号の2（第17条関係）

免許取得届

職 氏名 様

看護職員の免許を取得したので、看護職員修学資
金貸付規則第17条第1項の規定により、下記のと
おり届出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

電話番号

略

添付書類 略

様式第19号（第17条関係）

<p style="text-align: center;">死亡届</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>下記の修学生・奨学生が死亡しましたので、死亡を証する書類を添えてお届けします。</p> <p>1～5 略</p> <p>様式第22号（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">保証人変更届</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: right;">修学生・奨学生 郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、関係書類を添えてお届けします。</p> <p>1～5 略</p> <p>修学資金・奨学金返還の債務を本人と連帯して負担します。</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 氏名 ⑩</p> <p>注 修学生・奨学生の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。</p>	<p style="text-align: center;">死亡届</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>下記の修学生が死亡しましたので、死亡を証する書類を添えてお届けします。</p> <p>1～5 略</p> <p>様式第20号（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">保証人変更届</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: right;">修学生 郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、関係書類を添えてお届けします。</p> <p>1～5 略</p> <p>修学資金返還の債務を本人と連帯して負担します。</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 氏名 ⑩</p> <p>注 修学生の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。</p>
---	---

（看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則（平成15年鳥取県規則第84条）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
附 則 （施行期日）	附 則 （施行期日）

1 略

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者でこの規則の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の規定により指定された国立療養所において看護職員の業務に従事しているものが引き続き同法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関において看護職員の業務に従事する場合における当該資金の返還に係る債務の履行猶予については、改正後の看護職員修学資金貸付規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 略

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者でこの規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる施設において看護職員の業務に従事しているものが引き続き同表の右欄に掲げる施設において看護職員の業務に従事する場合における当該資金の返還に係る債務の履行猶予については、改正後の看護職員修学資金貸付規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の規定により指定された国立療養所	独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第17条の規定による改正後の児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1項第1号に規定する施設

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条中看護職員修学資金貸付規則第2条第2号及び第3号並びに第4条第3項の改正並びに第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県看護職員修学資金等貸付規則第7条第2項の規定による奨学金の貸付けの申請並びに同規則第8条第2項の規定による奨学金の貸付けの決定及び通知並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。